

【 卒業の認定方針 】 大分県歯科技術専門学校

大分県歯科技術専門学校 ディプロマポリシー

- ・医療人として必要となる専門的な知識や技術に加えて、臨床対応能力を習得できている。
- ・教育課程を修了し、歯科技工士や歯科衛生士の国家試験を取得できる能力を有している。
- ・明確なキャリア意識を形成できている、職業人としての人間性や社会性を体得している。

卒業に必要な単位を習得し、学則第6章第13条・14条の条件を満たす者に、校長は課程修了の認定を行い、卒業証書、並びに専門士の称号を授与させることとする。

備考

第13条 第10条に規定してある科目を履修し、定められた単位を修得した者については、進級または卒業を認める。

第14条 第6条に規定する期間在校し、所定の科目に合格した者には、卒業証書を授与する。

- 2 前項により歯科衛生科及び歯科技工科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。